

# 沖縄県結核サーバランス委員会設置要綱

## (目的)

第1条 沖縄県における結核の疫学的状況を把握し、結核対策に必要な事項の調査研究及び協議を行うため、沖縄県結核サーバランス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (調査研究及び協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項の調査研究及び協議を行う。

- (1) 感染源対策に関すること。
- (2) 患者の治療と管理に関すること。
- (3) 結核に関する疫学的調査研究に関すること。
- (4) 結核対策の将来構想に関すること。
- (5) 結核に関する技術の向上に関すること。
- (6) その他必要な事項。

## (委員の構成)

第3条 委員会の委員は、保健医療介護部長が指名する学識経験者、結核専門の医療従事者、各保健所長で構成する。

## (会議)

第4条 委員会は、保健医療介護部長が招集する。

- 2 保健医療介護部長は、会務を総括する。
- 3 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、会務の総括を保健衛生統括監に依頼することができる。

## (関係職員の出席)

第5条 保健医療介護部長は、必要に応じて他の関係職員を委員会に出席させることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健医療介護部地域保健課が処理する。

### 附 則

この要綱は昭和60年8月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成17年8月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成26年6月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成27年5月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成29年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月23日から施行する。